

業庫第48号
2019年5月29日

代理店引受先金融機関本部 御中
歳入代理店引受先金融機関本部

日本銀行業務局

国庫金の電子納付の利用推進に向けた取組みへのご協力のお願い

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先立ては、「国庫金の電子納付の利用推進に向けた取組に関するアンケートへのご協力のお願い」（2019年2月26日付業庫第12号）にご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご承知のとおり日本銀行では、2018年度より国庫金受入事務の電子化を推進する観点から、国庫金の電子納付の利用件数を増加させるための取組みを行った歳入代理店引受金融機関等に対して、歳入代理店手数料を加算して支払う措置を講じています（2018年3月27日付業庫第44号）。この間、弊行や国税当局等からお声がけさせていただき、歳入代理店引受金融機関等の皆様に、国庫金の電子納付の利用推進に向けた取組みに多大なご協力を賜りました。その結果、2018年度の電子納付件数をみると、前年から大幅に増加しました。

—— 2018年度の電子納付件数は、2,614万件と、前年比+8.4%（+203万件）。

手数料の加算措置については、本年度も引き続き実施致します¹。今後も電子納付件数の着実な増加に繋げるためには、本件加算措置を活用しつつ、皆様に既存の取組みを継続していただき、また複合的な手法を試す等して深化していただくことが重要と考えています。

今般は、ご協力いただいた先立てのアンケート結果を報告するとともに、国

¹ 手数料の加算措置は、最長で2020年度（同年度下期取扱分）まで実施する予定です。今後、国庫金の電子納付件数の伸びや、これに対する本件加算措置の効果を見極め、廃止時期については、廃止に先立ち通知致します。

庫金の電子納付の利用の更なる増加に向け、皆様にご協力をお願いしたい事項について取り纏めましたので、下記のとおりご連絡致します。

記

1. 業庫第 12 号アンケートの結果

アンケートにご回答いただいた 417 金融機関（表 1）中、国庫金の電子納付の利用推進に向けて、何らかの対応を実施していただいている金融機関が、全体の 97%（406 先）と、ほぼ全ての金融機関で電子化推進の取組みを実施していることが確認できました。

具体的な取組方法（表 2）をみると、窓口における書面納付者への呼びかけが最も一般的（対象先のうち 78%が実施）でした。また、多くの先で窓口での呼びかけに加え、その他の施策も試行する等、様々な手法で電子化推進に取り組んでいただいていることが分かりました。

—— 呼びかけの際に利用する広報物（表 3）²としては、リーフレットの利用が一般的であるものの、ポスターやデジタルコンテンツを利用する金融機関も相応に存在していました。

<表 1> ご回答先

業態	先数
大手行	5
地銀	102
信金	250
その他	60
総計	417

<表 2> 電子納付の利用呼びかけの方法（複数回答可）

施策	先数	比率
① 窓口での呼びかけ	325	78%
② お客様の待ち時間中の呼びかけ	101	24%
③ 電子納付可能な ATM への誘導	24	6%
④ 企業の経理担当者への呼びかけ	154	37%
⑤ その他	124	30%

<表 3> 呼びかけの際に用いる広報物（複数回答可）

施策	先数	比率
① リーフレット	337	81%
② ポスター	121	29%
③ デジタルコンテンツ	42	10%
④ 自行庫作成の広報物	20	5%
⑤ その他	56	13%

² 国税庁、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会事務局、全銀協主催の「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」がそれぞれ作成したリーフレット等が多く活用されています。

弊行から例示した以外の施策としてアンケートにご記載いただいた内容を見ると、地方銀行を中心に、職員向け研修の実施や業績評価制度への反映等、利用推奨に向けた体制整備を進めていただいているとのご回答がありました。

また、多くの金融機関から、自行庫HP上で電子納付の情宣やe-Tax等へのリンク付けを実施しているとのご回答をいただいたほか、顧客への電子メールによる推奨やスマホアプリへのペイジー支払機能の設定等、様々な工夫を凝らしながら電子納付推進に取り組んでいただいていることも確認できました。

施策の効果については、多くの金融機関から、こうした取組みが、実際にダイレクト納付の契約件数や電子納付件数の増加に繋がっているとのご回答をいただいております。

2. 電子納付の利用推進に向け、皆様にご協力をお願いしたい事項

- ① 歳入代理店引受金融機関等の皆様には、現在実施していただいている電子化推進に関する取組みを引き続き実施していただくほか、表2に記載している取組み等のうち、現在実施されていないものを開始していただく等、更なる電子納付推進にご協力下さい。

—— 具体的には、既に多くの先に取り組みいただいている、「窓口で書面納付された方に電子納付への切替えを推奨する」ことに加え、渉外活動の機会を捉えて、電子納付の利便性をPRしたり、ダイレクト納付への切替えを推進することが、電子納付件数の増加に効果的と聞いております。各金融機関の電子収納対応チャネルを踏まえつつ、取組みやすい方法で取組み深化にご協力をお願いします。

▽チャネル別の推奨方法

ペイジー対応 ATM導入先	窓口混雑時等、ATMへ納付者を誘導し、操作画面を見せつつ案内することで、利便性を理解してもらいつつ、電子納付件数増加に直接的な効果を得る
ダイレクト納付 対応先	源泉所得税の窓口納付先をターゲットにダイレクト納付への切替を推進し、ダイレクト納付(契約)件数の増加に繋げる
ネットバンキング のみの先	ネットバンキングの営業担当者が新規・既存先訪問時に電子納付をアピールする等の効率的な取組みを実施

- ② 本年10月以降、地方税共通納税システムの利用によって、納付者が、複数の地方団体の地方税を一括して納税可能となります。同システムの利用が

進めば、国庫金の電子納付においても相乗効果が期待されるところです。そこで、まずは、同システムの稼働に向けたご準備（ダイレクト納付の口座審査、システムへの登録作業等）を進めていただくほか、可能であれば、当該システムの利用推奨につきご検討をお願い申し上げます。

—— 地方税共同機構HPの地方共通納税システム特設ページ（<http://www.eltax.jp/www/contents/1553671583266/index.html>）には同システムの概要等をまとめた参考資料もございますので適宜ご参照下さい。

—— 具体的には、地方税共通納税システムの対象税目について、書面納付に
来た納付者にリーフレットを提示のうえ、同システムの利便性を説明し、利用推奨
を行うことが典型例となりますが、このほか、各金融機関が国庫金の電子化推進
で既に試行・定着した手法（上述のチャネル別の推奨方法）によって、国税・地方
税一体として推奨することがスムーズと考えられます。

なお、①②のお願い事項については、既に弊行支店からお話しをさせていただいて
いる、又は、今後お話をさせていただく場合がございます。ご多忙のところ誠に恐れ入
りますが、ご理解、ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関しご不明な点等ございましたら、遠慮なく弊行本店下記照会先又は
弊行各支店業務課までご連絡下さい。

以 上

【照会先】

業務局総務課 国庫業務企画グループ

企画役 宮村 （電話）03-3277-2043

企画役補佐 川口 （電話）03-3277-2216

企画役補佐 平岩 （電話）03-3277-2203

今井 （電話）03-3277-1013